

2021年8月26日

会員・準会員 各位

【重要】緊急事態宣言中の会務について

日本公認会計士協会北海道会

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い政府から発出された「緊急事態宣言」において、北海道が緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、明日(8月27日)より当面の間、北海道会の会務について以下のとおり行うこととします。何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況により、改めて対応を検討する可能性があることをご承知おきください。

記

1. 研修会・イベントについて

- ・オンライン開催によるリモート参加を原則とする。
- ・対面での開催が必要である場合には、北海道等が発表する要請等に従って、感染防止策を実施の上で開催する。ただし、原則として、参加者は会場定員の1/3を最大とする。
- ・懇親会・会食は禁止とする。

2. 委員会について

- ・オンライン(Web会議)での開催を徹底する。
- ・対面での開催が必要である場合には、感染防止策を実施の上で開催する。ただし、原則として、参加者は会場定員の1/3を最大とする。
- ・懇親会・会食は禁止とする。

3. 外部大規模イベントへの業務上の参加について

- ・原則、禁止とする。

4. 外部関係者との小規模な会食について

- ・禁止とする。

5. 北海道会事務局体制及び各種問い合わせについて

- ・北海道会事務局は、「在宅勤務」を活用し、出勤をできるだけ抑制することとします。
- ・事務局への各種問い合わせは、メール、FAX及び郵送での対応とさせていただきます、北海道会事務局への来会は控えていただきますようお願いいたします。

会員・準会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※北海道会に関連するお問い合わせ(E-mail:hokkaido@sec.jicpa.or.jp)

◇会員・準会員各位におかれましては、引き続き、体調管理にご留意ください。

以上